



お手続き後にご確認ください

納付書の送付及び納付期限

- 約1ヶ月半後、日本年金機構より保険料の払い込み書(納付書)が送付されます。
- 納付は翌月末までにすることが法律で決まっています。
- 保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時点から2年1ヶ月前までの期間)について、遡って免除を申請することができます。
- 保険料を前払いする場合は前払い開始期の月末が納付期限です。
- 加入と同時に免除申請した場合も納付書が発行されます。この場合、審査結果の通知が届くまで納付書は保管し、必要に応じて納付してください。

付加保険料の納付・辞退の申出をした場合

- 約1ヶ月半後、年金事務所より保険料が変更された納付書が送付されますので、今後はこれから届く納付書をご使用ください。

お手続きに不備等があった場合

- 後日、加入の日付が厚生年金等の資格喪失日と異なることが判明した場合等は、年金事務所での処理において訂正になることがありますので、ご了承ください。
- 過去に加入手続き漏れや未納期間があり、加入手続きや保険料の納付が必要な場合は、年金事務所から加入手続きの案内や未納分の納付書が別途送付されることがあります。

年金手帳再交付申請

- 約1ヶ月半後、年金事務所より新しい年金手帳が送付されます。



ご注意ください



保険料を納付期限までに納付されない場合は、電話や文書による来所を求め、ご自宅を訪問し、納付督促を行い早期に完納していただきます。また、督促状で指定した期限までに完納されない場合、必要に応じ差押え・換価を行います。



保険料を納められないときのために、免除制度があります。(所得要件あり、失業による特例あり、任意加入期間は適用外)。さかのぼって免除等を申請できるのは、保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時点から2年1カ月前までの期間)になります。詳細についてはお問い合わせください。

納付や免除申請が遅れると障害年金や遺族年金が受けられない場合がありますので、**早めの納付・免除申請をお勧めします。**



ライフステージが変わったときにはお手続きが必要です。

公的年金制度は、長期にわたるため、お手続き後の生活状況の変化などにより各種のお手続きが必要となる場合があります。

次のような事例に該当したときには、市町村窓口、または年金事務所までご連絡下さい。

こんなとき		どこに問い合わせるか？
会社を退職したとき		市区町村役場
海外に居住するとき		
配偶者の扶養からはずれたとき		
海外から帰ったとき		
60～65歳になるまで		
20歳になったとき	第1号被保険者	市区町村役場
	第3号被保険者	
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき		配偶者の勤務先
年金手帳をなくしたとき	第3号被保険者	市区町村役場・年金事務所
	第1号被保険者	
学生で収入が少ないとき		市区町村役場・年金事務所
保険料を納めるのが困難なとき		
クレジットカード納付を申し込む（変更する）とき		年金事務所
納付書を紛失したとき		年金事務所
配偶者が会社をかわったとき		
口座振替を申し込む（変更する）とき		配偶者の新しい勤務先
		銀行・郵便局・農協・漁協・信用組合・信用金庫・労働金庫・年金事務所
定額以上の保険料を納めたい（付加保険料）		市区町村役場 国民年金基金 0120-65-4192

- 原則としてご本人からのご連絡が必要です。
- お手元に年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意のうえ、お問い合わせください。
- お手続きに際しましては、ご本人であることを確認できる書類などの提出、届出印のご準備をお願いすることがあります。また、お手続きの内容によっては、住民票・印鑑登録証明書・戸籍謄(抄)本などの公的書類をご提出していただく場合もあります。

ねんきんダイヤル

0570-05-1165（ナビダイヤル）
050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165（一般電話）

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

問合せ先

〇〇市〇〇部国保年金課 担当 年金係
所在地 〇〇県〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

管轄年金事務所

〇〇年金事務所
所在地 〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
(FAXの受付は行っておりません。)